

論点の整理について ②

本検討会の主な検討事項等について

	主な検討事項	第1回検討会の資料で提示した、特に議論いただきたい点
1	福祉用具貸与・特定福祉用具販売の現状と課題を踏まえたあり方の検討	要介護者等の居宅での自立した生活の支援と介護保険制度の持続可能性の確保の両方を考慮して、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の整理について、介護保険法施行時と現在の状況等の差異を踏まえ、どのように考えるべきか。また、福祉用具貸与を利用している者に対するケアマネジメントについて、どのように考えるべきか。
2	福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策	福祉用具貸与等における販売制度導入を含めた適正化方策について、これまでの取組も踏まえつつ、どのような取組が考えられるか。
3	福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 等	福祉用具貸与等における安全な利用の促進、サービスの質の向上について、どのように取り組んでいくか。特に、事故発生情報の活用や福祉用具貸与事業所等における連携、福祉用具専門相談員の質の向上、事業所におけるサービスの質の向上に向けた取り組みについて、どのような事が考えられるか。

本検討会の主な検討事項等について

○ これまでの検討会における意見等を踏まえ、「2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策」、「3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応」については、着目すべき論点として、以下のようなものが考えられる。

2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策

(1) 貸与時における福祉用具の適切な選定の促進・利用について

(2) 貸与決定後等における給付内容の検証の充実について

3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応

(1) 福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用について

(2) サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組について

※ 次ページ以降の「関連するデータ」に記載されているページ数は参考資料1「各種調査研究事業等による数値」のもの。

2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策

(1) 貸与時等における福祉用具の適切な選定の促進・利用について

現況

- 介護保険制度の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、告示と通知によって給付対象となる種目（車いす、特殊寝台等の分類）、種類（種目のうち、具体的に対象となるもの）を定めているが、個別の製品の指定等を行っている。
- 介護支援専門員は、利用者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、その結果及び利用者の希望に基づき、家族の希望及び地域の居宅サービス等の提供体制を勘案して、適切なサービスの組合せを検討し、ケアプランの原案を作成しなければならない。また、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該ケアプランの原案について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとしている。
- 介護支援専門員は、ケアプランに福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由をケアプランに記載しなければならないとしている。
- 介護支援専門員が策定したケアプランを踏まえ、福祉用具専門相談員は利用者等の状態の把握、機能や価格の異なる複数の福祉用具に関する情報提供、身体の状態等に応じて福祉用具の調整、必要に応じた実際の福祉用具を使用させながら使用方法の指導等を通じて、個別の福祉用具の選定・提供を行い、併せて貸与の目標や具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成している。
- 福祉用具の選定に際して、利用者の状態から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例があることから、福祉用具が要介護者等に適正に選定されるために、使用が想定しにくい福祉用具を示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を作成（※）している。

（※）最終改正については平成17年度となっているが、それ以降に給付対象となった福祉用具の種目、種類は掲載されていない。

2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策 (1) 貸与時等における福祉用具の適切な選定の促進・利用について

現況（続き）

- なお、福祉用具の給付種目の追加等の検討については、事業者等からの提案に基づき「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」で議論を行っているが、これまで既存の給付種目（種類）の見直しを議論したことはない。

これまでの検討会等での意見

- 福祉用具の選定の判断基準について、平成16年の策定以降に追加された福祉用具もあるので、判断基準の見直しは必要であり、適正化の方策の一つになり得る。
- 福祉用具の選定基準について、判断基準内容の細分化、用具別の取扱いの注意事項の明記、多くの関係者が選定基準を活用するための再構築等、必要な改正を実施すべき。
- 介護保険創設時は福祉用具の量や種類が十分でなかったが、現在は豊富な中で評価検討会で対象とする福祉用具を選定・検討しており、種目の可否の判断の議論が難しくなっており、種目のあり方について範疇を明確化していないと、種目が広がることになる。
- 介護保険施行から二十数年経過して、13種目ではあるが、含まれる範囲は大分広がっている。どこまでを13種目の種類に入れるのかという点については、議論が必要であるのではないか。
- 既に採用されている福祉用具などについては、改めて評価検証が行われずに福祉用具から外されていないが、既存の福祉用具についても、一定期間が経過した場合には再評価すべきではないか。
- 介護予防福祉用具貸与の種目については、比較的軽度者の方の利用が増えている中であっては、より重要性が増しているが、その対象種目についてきちんと検証すべきである。

2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策

(1) 貸与時等における福祉用具の適切な選定の促進・利用について

関連するデータ

- 福祉用具情報システム（TAIS）（運営：公益財団法人テクノエイド協会）に登録されている福祉用具の状況
 - ・ 平成22年度末では約6,500件に対し、令和2年度末は約14,600件で、約2倍程度になっている。（1ページ）
- 福祉用具の市場規模について（2ページ、3ページ）（一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会調査）
 - ・ 2009年度の福祉用具産業(狭義)の市場規模は、全体で1兆1,069億円だが、2019年度の市場規模は1兆5,033億円で、2009年度と比較して約1.36倍となっている。
- 介護保険制度の福祉用具の種目・種類の追加状況（平成18年度以降）（4ページ）

【福祉用具貸与】

- ・ 平成24年度に自動排泄処理装置の種目追加（交換可能部分を除き、特殊尿器を販売から移行）以外にも、種類の追加として、移動用リフトに階段移動用リフト（平成21年度）、歩行器に自動制御等により利用者の移動を補助する機能が付加されたもの（平成28年度）等がある。

【特定福祉用具販売】

- ・ 令和4年度に排泄予測支援機器の種目追加以外にも、種類の追加として、入浴補助用具に入浴用介助ベルト（平成21年度）、腰掛便座に水洗ポータブルトイレ（平成27年度）等がある。
- 福祉用具の希望小売価格の平均値との比較（5ページ、6ページ）
 - ・ 歩行器の「歩行車」、手すりの「手すり、支持用手すり」、歩行補助つえの「多点杖」は平均値より低い製品が多く登録されている。スロープについては平均値と比較して低い製品も高い製品も万遍なく登録されている。
- 福祉用具貸与の受給者数（要介護度別）
 - ・ 20年間で5倍に増加しており、要介護1・要支援の者は、7倍と増加している。令和3年度では、全体の41%を占める。（7ページ）

2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策 (1) 貸与時等における福祉用具の適切な選定の促進・利用について

特に御議論いただきたい点

- 給付対象となる福祉用具の種目・種類の拡大、市場に流通している商品の多様化、要介護1・要支援の者の割合の増加等も踏まえ、貸与時等における福祉用具の適切な選定の促進や利用のために、どのようなことが考えられるか。
- 介護保険の福祉用具の特定の種目や種類を見直すことについては、種目等のカテゴリーの中で市場等の選択がなされている点なども踏まえつつ、どのようなことが考えられるか。

2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策 (2) 貸与決定後等における給付内容の検証の充実について

現況

- 福祉用具は貸与決定後も、介護支援専門員や福祉用具専門相談員が利用者の状態や福祉用具の使用状況を把握し、助言や指導等を実施するとともに、必要に応じて貸与されている用具の見直しも検討している。
- 居宅介護支援の報酬上の取扱としては、居宅介護支援事業所において、前6月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下、「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えた場合は、特定事業所集中減算（1月につき所定単位数から200単位の減算）が適用される。
- また、介護給付等に要する費用の適正化のための市町村の取組では、地域支援事業の任意事業である主要介護給付等費用適正化事業に、住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）、ケアプラン点検がある。
- 住宅改修の点検は、居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、工事見積書の点検や、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行う。また、福祉用具購入・貸与調査は、福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行う。ただし、住宅改修は32%、福祉用具購入は49%、福祉用具貸与は72%の保険者では点検等が実施されていない。（※）
- ケアプラン点検は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の内容について、市町村職員等が当該介護支援専門員に係る事業者への訪問による調査、当該事業者から提出された居宅サービス計画等の確認その他の方法により点検し、及び当該事業者その他必要な者に必要な指導を行うもので、85%の市町村で実施されている。（※）

（※）令和4年度は適正化事業の住宅改修等の点検を含めた、市町村における福祉用具・住宅改修に関する適正化の取組に関する調査研究事業を実施する予定である。また、ケアプラン点検についても調査研究事業を実施する予定である。

2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策 (2) 貸与決定後等における給付内容の検証の充実について

現況（続き）

- なお、貸与決定されたものを種目ごとにみると、手すりは、平成23年と令和3年を比較した場合、給付費（給付単位）が5.2倍になっており、他の廉価とされている種目（スロープ、歩行器、歩行補助つえ）が1.7倍～2.9倍となっている。
- 手すりは、介護保険における住宅改修でも給付対象となっている。住宅改修の基本的な考え方として、在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などを対象とすることとしているが、福祉用具貸与との間に優先関係はない。
- 福祉用具貸与では、同一種目における複数個支給について告示や通知等で制限をしていない。手すりは、利用者が活動する場所（部屋・通路等）に応じて給付するなど、複数支給されているケースが多い。

2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策 (2) 貸与決定後等における給付内容の検証の充実について

これまでの検討会等での意見

- 福祉用具が状態に合っていない方に給付されてしまうと、状態の悪化を招くことになるので、アセスメント、選定相談、適合確認、貸与後の福祉用具の使用に関するモニタリングが適正かどうかという点から、しっかりと見ていく必要がある。
- 福祉用具貸与のみの場合のアセスメントやケアプランの作成、モニタリングや給付管理等、ケアマネの業務がどのようになっているのか、他の利用者との差が大きくなることはないか。また、ケアマネが外部圧力によりサービス利用を求められたケースが約4割、必要のない福祉用具等によってプランを作成したケースが約15%あるという指摘もあるが、どういう状況なのか、チェック機能はないのか、このような点も議論していく必要がある。
- 実務者研修や更新研修等でも、福祉用具貸与、リハビリテーション等の研修を行い、多職種連携のポイントを学んでいる。ケアプラン点検もあるが、福祉用具だけのケアプランでも、ケアプラン点検の実態を把握して、どういったことができるか、ケアマネ自身も問題意識を持って取り組んでいくことが重要。
- 手すりについては、工事前の暫定的な手すりの貸与、賃貸住宅等工事が不可能な住宅における貸与事例等、住宅改修以外の方法でも手すりは必要であり、メーカーの開発努力によって製品が充実した結果、使用も増えている点も踏まえるべきである。

2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策 (2) 貸与決定後等における給付内容の検証の充実について

関連するデータ

- 保険者（市町村）における福祉用具購入・貸与調査等の実施状況
 - ・ 各点検を実施しなかった理由として多いのは、いずれも平常業務多忙、担当職員不足、専門的な知識を有する職員がいないというもの。（8ページ）
 - ・ 福祉用具貸与調査を実施した結果、改善指示を行ったケースは1%だが、改善指示を行った場合は97%で改善が図られている。また、福祉用具購入・貸与調査の実施により、過誤申立につながったの41保険者であり、過誤申立金額の合計は、約4,060千円である。（9ページ）
- 保険者（市町村）におけるケアプラン点検の実施状況
 - ・ ケアプラン点検を実施しなかった理由として多いのは、担当職員不足、平常業務多忙、専門的な知識を有する職員がいないというもの。（10ページ）
 - ・ 点検対象の選定方法としては、全事業者の一部のケアプランを点検対象としている保険者が39.1%と最も多く、次いで一部の事業者の一部のケアプランを点検対象としている保険者が36.2%、全事業者の全てのケアプランを対象としている保険者は20.0%。
 - ・ 点検の結果、改善指示を行ったケースは6.6%であり、そのうち80.5%のケースで改善が図られている。（11ページ）
 - ・ 事業の実施により、過誤申立につながったのは106保険者（8.0%）であり、過誤申立金額の合計は約123,643千円である。（11ページ）

2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策 (2) 貸与決定後等における給付内容の検証の充実について

関連するデータ（続き）

- 住宅改修等の検討状況（12ページ）
 - ・ 住宅改修をせず3年以上手すりを貸与している理由で最も多いのは「住宅改修では対応できない場所・用途」で61.0%。
 - ・ 手すりの設置を検討する際、福祉用具貸与または住宅改修を利用者へ提案する際の介護支援専門員の判断基準としては、「利用者・家族の希望の聞き取り」が最も多く61.3%、次いで「継続的な利用が見込まれるか福祉用具貸与で確認した上で、住宅改修も提案する」が43.5%。
- 複数個支給の状況（13ページ、14ページ）
 - ・ 車いす、歩行器、歩行補助つえについて、1か月に2個以上されている者の割合は10%以下であるが、手すりについては46.3%、スロープは43.2%となっている。
 - ・ 利用者1人あたりの平均貸与月額について、スロープの場合は、全体の利用者と5個以上貸与されている者で差はないが、手すりの場合、全体の利用者と6個以上貸与されている者で14,403円の差がある。
- 住宅改修の給付状況
 - ・ 令和元年度に住宅改修費が給付された者について、過年度分（平成30年度以前）の費用額（給付額と自己負担の合計額）も含めた場合、どの要介護度であっても、60,000円以下が最も多い。（15ページ）
 - ・ 住宅改修の給付を種目別に分類した場合、7割以上の給付件数が手すりの取り付けである。（16ページ）

2 福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る適正化の方策 (2) 貸与決定後等における給付内容の検証の充実について

特に御議論いただきたい点

- 貸与決定後等における給付内容の検証の充実について、市町村における適正化事業の実施状況、貸与決定された種目のうち手すりの伸びが大きいこと等も考慮しつつ、これまでの取組に加え、さらにどのようなことが考えられるか。

3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 (1) 福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用について

現況

- 福祉用具利用による事故を未然に防ぐため、福祉用具専門相談員は貸与時に身体の状態等に応じた福祉用具の調整使用方法の指導等を行うとともに、貸与後も福祉用具の使用に関するモニタリングを実施しており、利用によって事故が生じた場合は福祉用具貸与事業所等から市町村に報告することになっている。
 - 令和3年度介護報酬改定の審議報告では、「福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市町村等においてどのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、関係省庁及び関係団体と連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、(中略)、更なる効果的な取組について、今後検討していくべき」とされたところ。
 - そのため、令和3年度の調査研究事業では、自治体や事業所等が把握している事故やヒヤリ・ハットの内容、原因や事故防止に資する必要な情報等の整理を行い、
 - ・ 在宅は常に介護者が利用者の側にいる施設等と異なるため、報告件数が施設での事故報告より少ない
 - ・ 事業所や相談員によって、事故やヒヤリ・ハットとして認識する範囲が異なる等の課題や指摘があったことから、用具に関する事故の報告様式(案)を作成。(※)
- (※) 令和4年度調査研究事業は、様式(案)を実際に活用し、事故やヒヤリ・ハット情報を収集し、事故防止に資する情報の分析や、安全性やサービスの向上に向けて、介護支援専門員を含むサービス事業所等が共有して活用できる手引き等及び福祉用具専門相談員の知識や技術等、関係者との連携方法等のまとめを予定。
- また、他省庁・他団体の取組として、消費者庁や独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)において製品事故に関する注意喚起やメーカー等への対策を働きかける等の対応が行われているほか、公益財団法人テクノエイド協会では事故に至らなかったケースも含めたヒヤリ・ハット情報等を収集し、要因分析を実施。
 - 厚生労働省では、令和4年度は委託事業により、福祉用具等の使用事故やヒヤリ・ハット情報の効果的な活用のため、有識者・関係団体・省庁等も出席する検討委員会を開催、必要な整理、事故やヒヤリハット情報の報告、関係機関等へ発信等を行うこととしている。

3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 (1) 福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用について

これまでの検討会等での意見

- 誤操作の可能性の高いものについては、福祉用具専門相談員の福祉用具の使用に関するモニタリングが大事ではないか。販売への移行の検討にあたり、安全な利用、誤操作等のリスクをどう考えるのかというのも一つの視点としてあるのではないか。
- 福祉用具の重大な事故を防ぐには、製造事業者が製品の安全性を高めるとともに、使用時のリスク低減が重要であり、製品・使用方法（ハード・ソフト）の両面からの対策が必要。ヒヤリ・ハットの情報収集を積極的に行い、公表するとともに、ヒヤリ・ハットを予防するための研修を構築し、実践することで事故を抑制すべき。
- 様々な事故情報を提供する仕組みはあるが、末端の事業者や福祉用具専門相談員にまで情報が行き渡りにくく、リスクアセスメントとして機能は十分でないので、事故防止、安全利用のための情報の提供体制を検討すべき。
- 事故等の状況については、保険者においても十分に把握すべき事項であり、安全使用や不適切な利用方法などの情報は、市町村関係者への速やかな提供が重要であり、どのような連携が効果的であるのか検討を進めるべき。
- 製品に起因しない事故の事例についてどのように収集・発信をしていくのか、リスクアセスメントに生かしていくのか、そういうところについて、業界を含めて考えていかないといけない。

関連するデータ

- 福祉用具の事故の報告件数について（18ページ）
 - ・ 福祉用具貸与に関する事故報告の件数は、都道府県（事故情報を収集している都道府県のみ）、市区町村いずれも「0件」が最も多かった。
 - ・ 特定福祉用具販売に関する事故報告の把握状況について、「把握している」と回答したのは、都道府県では41.4%、市区町村では29.9%であった。「把握している」場合、事故報告の把握件数は、福祉用具貸与と同様に0件が最も多い。

3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 (1) 福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用について

関連するデータ（続き）

- 自治体における事故情報の集計・分析について（19ページ）
 - ・ 事業所から報告された事故情報の集計・分析の有無は、都道府県では「内容や件数を単純集計している」が48.3%と最も多く、市区町村では「集計や分析は行っていない」が54.7%と最も多かった。
 - ・ 集計・分析結果の活用について、都道府県も市町村も「研修会等の資料に活用している」が最も多い。都道府県は「その他」も同じく多く、内容（自由記述）は「内部資料として活用」、「県内市町村との会議等で活用」等。
- 福祉用具貸与事業所・福祉用具製造事業所の事故情報の連携について（20ページ）
 - ・ 福祉用具貸与事業所の事故把握後の情報連携先について、介護支援専門員や家族は80%を超えていたが、レンタル卸（※）は54.1%、福祉用具製造事業者は33.8%であった。
 - （※）レンタル卸とは、福祉用具貸与事業所と契約の上、福祉用具の保管・消毒に加え、利用者に貸与する製品を福祉用具製造事業者から購入の上、福祉用具貸与事業者に貸与している企業等。福祉用具貸与事業所の9割近くはレンタル卸を利用しており、そのうち約6割は全商品をレンタル卸より納入。（利用割合等は、令和3年度福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業より）
 - ・ 福祉用具製造業者の事故情報の収集先について、福祉用具貸与事業者84.4%、レンタル卸が78.1%に対して、利用者・家族については50.0%であった。
- 福祉用具貸与事業所における事故情報の分析について（20ページ）
 - ・ 事故情報の分析について、「分析している」が62.0%で、分析結果の活用は、「利用者・家族への説明・報告」が89.4%と最も多く、次いで「事業所内での再発防止策検討」が85.1%であった。
 - ・ 事故情報を「分析している」場合、事故報告の課題については、「介護事故として認識する範囲が福祉用具専門相談員ごとに異なる」が39.6%と最も多かった。

3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 (1) 福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用について

関連するデータ（続き）

- 福祉用具貸与事業所におけるヒヤリ・ハットの取扱いについて（21ページ）
 - ・ ヒヤリ・ハットの把握状況は、「事業所としてヒヤリ・ハット情報を把握している（福祉用具専門相談員に報告するよう指示している）」が55.9%であった。被害状況の範囲は、「事故等は発生していないが、事故発生に繋がる可能性が高い状態・事例」が86.2%と最も多かった。
 - ・ ヒヤリ・ハット報告にあたっての課題については、「ヒヤリ・ハットとして認識する範囲が福祉用具専門相談員ごとに異なる」が57.7%で最も多く、事故報告にあたっての課題と同様であった。

特に御議論いただきたい点

- 福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用について、どのようなことが考えられるか。特に、製造事業者やレンタル卸等の関係者も関わること、事業者等が見ていないところで事故が発生していること等、福祉用具特有の事情を踏まえ、福祉用具貸与（販売）事業者や関係者がそれぞれの役割に応じた取組を促進し連携を強化するため、どのような対応がより必要となるか。

3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 (2) サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組について

現況

- サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等による取組として、例えば、福祉用具貸与計画の作成、介護支援専門員をはじめとする他職種連携の推進が、主なものとしてあげられる。
- 福祉用具貸与計画書は、利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との他職種連携を強化するため、利用者ごとに作成の上、介護支援専門員への交付が義務化されているが、よりPDCAサイクルに即した支援を実施するため、これまでの調査研究事業により、計画書等に記載情報を整理し、計画作成時の評価視点、記載の基準、書式の標準化に向け、計画書等の様式例の改訂案が作成された。(※)

(※) 令和4年度は、様式例の改訂案を試用した貸与事例のデータ蓄積とサービス内容の分析を通じ、評価視点やサービス内容の可視化による、福祉用具専門相談員のサービスと他職種との連携等の標準化、福祉用具貸与事業所におけるサービス向上に対するPDCAの推進を目的とした調査研究事業の実施を予定。

- また、他職種連携については、従来より、サービス担当者会議に加え、必要に応じて介護支援専門員等に報告等を行っていたが、平成30年度の上記計画書の交付義務化に加え、令和3年度介護報酬改定では、居宅介護支援の退院・退所加算等に福祉用具専門相談員等の関係職種の関与を明示した。
- 福祉用具専門相談員の知識・技能の向上については、都道府県が指定する者が実施する講習カリキュラムを受講した福祉用具専門相談員が約8割となっているが、令和3年度報酬改定の審議報告では、「福祉用具専門相談員の更なる質の向上の観点から、福祉用具の事故防止に資する情報を基に、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラム等の必要な見直しを検討していくべき」としている。
- 更に、新機能の開発、利用者の多様な要望等、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識が求められることから、事業所における研修機会の確保について規定しているほか、相談員が福祉用具に関する必要な知識の習得及び能力の向上等の自己研鑽を常に行うことに努力義務を課している。

3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 (2) サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組について

これまでの検討会等での意見

- ケアプラン、福祉用具貸与計画、サービス提供、福祉用具の使用に関するモニタリング、メンテナンス、提供されるサービスのチェック、適切な評価といったPDCAを担保する具体的な仕組みの導入、義務づけが必要ではないか。
- LIFEのように適正な評価を通じてPDCAサイクルを行う仕組みを構築することが重要であり、福祉用具貸与計画書に加えて福祉用具の使用に関するモニタリング書式も充実させるため、評価項目、評価基準づくりに取り組むべき。
- 福祉用具の選定基準について、判断基準内容の細分化、用具別の取扱いの注意事項の明記、多くの関係者が選定基準を活用するための再構築等、必要な改正を実施すべき。(再掲2(1))
- ADLや社会参加に資する有効性と安全性を踏まえた福祉用具の最適性の担保が不可欠だが、定期的に、または状態に変化が見られた場合に、主治医、もしくはリハビリ専門職等が専門的な視点に基づいて評価を行う仕組みを検討すべき。
- 定期的なPDCAサイクルとして、医師の関与、リハビリ職、看護職、介護職も含めて、チームの中で議論して、福祉用具の選定・適合確認、貸与後も福祉用具使用に関するモニタリングを行い、さらに見直しを検討するというプロセスがあるが、適正に行われているのかどうか検証すべき。
- 平成25年12月に介護保険部会でまとめられた介護保険制度の見直しに関する意見では、さらなる専門性向上の観点から人員基準2名のうち1名の福祉用具専門相談員について、より専門的知識及び経験を有する者の配置を促進すべきという意見もあり、制度の知識、商品の知識、事故情報等々アップデートするための現任研修について、制度化する必要があるのではないか。

3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 (2) サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組について

関連するデータ

- 介護支援専門員による福祉用具サービス計画の活用について
 - ・ 利用目標、福祉用具の種類と製品の選定理由、関係者で共有すべき情報について、20%程度の介護支援専門員が分かりづらいと回答している。(23ページ)
- 介護支援専門員による福祉用具サービス計画に対する意見(わかりやすい・活用しやすい記載方法)について
 - ・ 福祉用具の機種と当該機種を選択した理由について、機種別の特徴や違いが簡易に把握できるとよいとの回答が最も多かった(70.5%)。また、関係者間で共有すべき情報について、誤操作や事故の危険性の注意事項が最も多かった(61.4%)。(24ページ)
- 「モニタリングシート」(※)の項目と評価指標に対する評価
 - ・ 福祉用具専門相談員が実施した福祉用具の使用に関するモニタリングにおいて、最も参考にしているのは、「福祉用具サービスの見直しを提案する理由」(85.7%)である。モニタリングシートに加えると良い項目について、最も多かったのは「利用者・家族が使用中に困ったこと等の聞き取り内容」(51.7%)である。(25ページ)
 - (※) 貸与後の福祉用具の使用状況に関するモニタリングにおいて、厚生労働省の通知等で報告書等の作成は規定されていない。
- 退院・退所時カンファレンスへの参加の状況(介護支援専門員の回答)
 - ・ 「以前から同席を依頼している」が56.6%、「算定要件に追加されたため、参加を依頼するようになった」が2.8%、「退院・退所時のカンファレンスの開催がないが、必要があれば依頼したい」が12.2%。(26ページ)

3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 (2) サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組について

関連するデータ（続き）

- 福祉用具貸与事業者に配置されている福祉用具専門相談員の資格について
 - ・ 1人以上取得している者がいる事業者の割合について、福祉用具住環境コーディネーター2級が59.3%、福祉用具プランナーが41.0%、福祉用具選定士が28.1%であった。（28ページ）
- 福祉用具貸与事業所における研修等の実施について
 - ・ 事業所内研修を実施している福祉用具貸与事業所は85.9%だが、実施している研修内容について、最も多いのは「新しい福祉用具」（90.5%）である一方、「事例検討会」の割合は54.1%にとどまっている。（29ページ）
 - ・ 職員のキャリア開発支援・能力向上への動機付けとして、自己研鑽の機会の情報提供、補助・支援を行っている事業者はそれぞれ30%台となっている一方、特に行っていない事業所も約30%程度となっている。（30ページ）
 - ・ 法人内や事業者内の研修における課題について、計画的な実施（43.0%）、効果的な研修の企画（34.4%）、有効性の把握（32.8%）という回答が多かった。（31ページ）
 - ・ 人材育成や研修の年間計画がある事業所の割合について、全体では70%程度となっているが、運営している事業所が1箇所、福祉用具関連事業の従事者が4人以下の法人では、60%前後となっている。（31ページ）

3 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上等への対応 (2) サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員等に係る取組について

特に御議論いただきたい点

- サービスの質の向上に資する福祉用具専門相談員（福祉用具貸与・販売事業所）等による取組について、福祉用具貸与計画書の作成の義務化や様式の再検討、介護支援専門員をはじめとする他職種との連携等といった取組も踏まえつつ、積極的な取組を促す（評価する）仕組みも含め、どのようなことが考えられるか。
- 研修等を通じた福祉用具専門相談員の知識・技能の向上について、近年の介護保険制度の改正や介護現場における課題、過去の調査研究事業の結果等を踏まえ、指定講習のカリキュラムや、現に従事している福祉用具専門相談員の知識の修得及び能力の向上に向けた取組で対応すべき事項等として、どのようなことが考えられるか。